3　報道機関への公表等

⑴　第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定されたときは、必要に応じ、農林水産省及び都道府県は、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課は都道府県畜産主務課と協議の上、病性の判定前に公表する。

⑵～⑸　（略）

4　防疫措置に必要な人員の確保

⑴　都道府県は、第２－２の２の⑴に基づき事前に策定した動員計画及び第４の４で講じた措置をもとに、疫学調査、発生農場におけると殺、殺処分等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する具体的な防疫計画を策定し、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等の協力を得て、迅速な防疫措置の実施に必要な人員を速やかに確保する。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。

なお、具体的な防疫計画の策定に当たって、民間事業者、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣を検討する。

⑵　（略）

第７－１　ワクチン非接種区域の発生農場等における防疫措置

1　と殺（法第16条）

⑴　（略）

⑵　発生農場等への出入口については、原則として１か所に限定し、その他の出入口については、門を閉じる、綱を張る等の方法により閉鎖する。

⑶　都道府県は、第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定された後、原則として、発生農場及び発生農場の周囲１㎞以内の区域に位置する農場（第12の２の⑴の検査の対象農場に限る。）の外縁部及び豚舎周囲への消石灰等の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等により、速やかに、発生農場から周辺農場への病原体拡散防止措置を行う。なお、これらの措置は、必要に応じて患畜又は疑似患畜の判定前に実施する。

⑷　患畜又は疑似患畜は、原則として、当該農場内で、第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定された後、⑶の発生農場における措置が完了してから目安として24時間以内にと殺を完了する。

⑸・⑹　（略）

⑺　と殺は、防疫措置従事者の安全を確保することに留意し、薬殺、電殺、二酸化炭素によるガス殺等の方法により迅速に行う。また、鎮静剤又は麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉の観点からの配慮を行うとともに、豚等の所有者、防疫措置従事者等の心情にも十分に配慮を行う。

⑻～⑽　（略）

2　死体の処理（法第21条）

⑴～⑶　（略）

⑷　埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行う（化製処理を行った患畜又は疑似患畜の死体は、最終的に必ず焼却又は埋却する。）。なお、焼却又は化製処理を行う場合には、都道府県は第２－２の２の⑶の③の合意が得られていることを確認の上、動物衛生課と協議を行う。また、焼却又は化製処理を行うための死体の移動に当たっては⑶の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては、⑶に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、⑵の場所に行う。

3　報道機関への公表等

⑴　第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定されたときは、農林水産省及び都道府県は、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課は都道府県畜産主務課と協議の上、病性の判定前に公表する。

⑵～⑸　（略）

4　防疫措置に必要な人員の確保

⑴　都道府県は、第２－２の２の⑴に基づき事前に策定した動員計画及び第４の４で講じた措置をもとに、疫学調査、発生農場におけると殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する具体的な防疫計画を策定し、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等の協力を得て、迅速な防疫措置の実施に必要な人員を速やかに確保する。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。

なお、具体的な防疫計画の策定に当たって、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣を受けてもなお迅速な防疫措置の実施に必要な人員が不足する場合には、自衛隊への派遣要請を検討する。

⑵　（略）

第７　発生農場等における防疫措置

1　と殺（法第16条）

⑴　（略）

⑵　発生農場等への出入口は、原則として１か所に限定し、その他の出入口については、門を閉じる、綱を張る等の方法により閉鎖する。

⑶　都道府県は、第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定された後、原則として、速やかに、発生農場及び発生農場の周囲１㎞以内の区域に位置する農場（第12の２の⑴の検査の対象農場に限る。）の外縁部及び豚舎周囲への消石灰等の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等により、発生農場から周辺農場への病原体拡散防止措置を行う。なお、これらの措置は、必要に応じて患畜又は疑似患畜の判定前に実施する。

⑷　患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定された後、⑶の発生農場における措置が完了してから目安として24時間以内にと殺を完了する。

⑸・⑹　（略）

⑺　と殺は、防疫措置従事者の安全を確保することに留意し、薬殺、電殺、二酸化炭素によるガス殺等の方法により迅速に行う。また、鎮静剤又は麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉の観点からの配慮を行うとともに、豚等の所有者、防疫措置従事者等の心情にも十分に配慮する。

⑻～⑽　（略）

2　死体の処理（法第21条）

⑴～⑶　（略）

⑷　埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行う（化製処理を行った患畜又は疑似患畜の死体は、最終的に必ず焼却又は埋却する。）。なお、焼却又は化製処理を行う場合には、都道府県は第２－２の２の⑶の③の合意が得られていることを確認の上、動物衛生課と協議を行う。また、焼却又は化製処理を行うための死体の移動に当たっては⑶の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては当該産物の状態に応じて、⑶に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、⑵の場所に行う。